

責任ある鉱物保証プロセス

デューディリジェンス公開報告書

2019年3月11日
株式会社アサカ理研

1. 企業情報（すべての原産地）

当社名は株式会社アサカ理研で、CID 番号は CID000090 である。当社は 2 つの精錬工場を持ち、1 つは本社工場（住所：福島県郡山市田村町金屋字マセロ 47 番地）、もう 1 つはいわき工場（福島県いわき市泉町黒須野字江越 246-23）である。

本社工場では金製品、いわき工場ではタンタル製品の処理を行っている。

2. RMAP 評価サマリー（すべての原産地）

金製品を取り扱う本社工場では 2016 年 1 月 14 日に CFS 評価を実施した。

本評価は UL Responsible Sourcing 社により実施された。対象期間は 2014 年 12 月から 2015 年 10 月である。本評価の有効期間は 3 年間である。

タンタル製品を取り扱ういわき工場では、2018 年 4 月 27 日に CFS 評価を実施した。

本評価は intertek 社により実施された。対象期間は 2016 年 12 月から 2017 年 11 月である。本評価の有効期間は 1 年間である。

3. サプライチェーンに関する企業方針（すべての原産地）

当社は、直接的か間接的かを問わず、高リスク地域および紛争地域における武装グループを利するか、その資金源になる、および/または他の重大な人権侵害をもたらす可能性のある紛争鉱物の使用を回避する目的で、原料の調達に関する基本方針を定めた。本サプライチェーン方針は、OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンスガイダンス（OECD ガイダンス）の第 3 版に全面的に準拠したものである。本方針は、OECD ガイダンスの付属書 II において特定されたすべてのリスクを対象とし、全世界を対象地域とするものである。当社は、付属書 II に列挙されたリスクが特定された場合、全力を挙げてその対処に取り組む。本方針は、本方針の実施に対する支援を確約している上級管理職によるレビューと承認を得ている。本方針は、該当ステークホルダー（サプライヤー、顧客、従業員等）に対して広く提供されている他、当社ウェブサイト（<http://www.asaka.co.jp/company/08.html>）からも入手可能である。

4. 企業管理システム（すべての原産地）

管理構造

当社は、自社サプライチェーン方針を遵守する姿勢を徹底すると共に、デューディリジェンスについて以下の項目を含む社内手順を策定している。

- ・デューディリジェンスプログラムとリスク管理の設計と実践に対する監督は、当社原料調達管理責任者が責任を負う。

・当社では、デューディリジェンスプログラムの実施と特定されたレッドフラッグと潜在的なリスクの報告について、各部門が担うべき役割と責任を正しく実行するために、各関連部（営業部門、製造部門、品質保証部門を含む）で役割分担を決めている。

・当社は、デューディリジェンスプログラムに必要なすべての該当部門に所属する主要な従業員に対して、デューディリジェンス管理システムについてのトレーニングを年 1 回以上の頻度で実施している。デューディリジェンスプログラムが更新される場合、当社は必要に応じて追加のトレーニングを実施する。

社内の管理システム

当社は 2019 年 1 月に、OECD ガイダンスと RMAP に準拠したデューディリジェンス管理システムを策定し、内容を更新した。当社は 2019 年 2 月に、この更新されたサプライチェーン方針と調達要件について、特定された川上サプライヤーに通知を開始している。当社は、直接サプライヤーとの間で締結する契約において、デューディリジェンス関連要件を法的な拘束力を持つ合意として契約内容に含めており、順次契約の更新を進めている。

当社は、関連当事者からの苦情処理に関する情報を収集するため、RMI の苦情処理機構を参照しており、また当社ホームページでも外部からの苦情情報を入力するページを設け受付をしている。

記録保持システム

当社では、デューディリジェンスプログラムに関連するすべての記録につき、少なくとも 5 年間保全すると共に、かかる記録を適切に利用し、インターネット上の当社データベースにおいて安全に保管することを定めている。

5. リスクの特定（すべての原産地）

当社では、サプライチェーンにおけるリスクの特定を行うための堅牢なプロセスを採用している。

第 1 に、当社は当社サプライチェーン方針のリスクを参照して、CAHRA を特定するための手順を定めている。この手順には、使用されるリソース、「紛争地域および高リスク地域」の定義条件、および当社の決定に対するレビュー頻度が含まれる。当社は、CAHRA を決定するにあたり、以下のリソースを参照する：

- ・紛争地域－ハイデルベルク紛争バロメーター

<https://hiik.de/conflict-barometer/current-version/?lang=en>

- ・人権侵害－Human Freedom Index

<https://www.cato.org/human-freedom-index>

- ・ マネーロンダリングリスク地域—knowyourcountry

<https://www.knowyourcountry.com/country-ratings-table>

- ・ 資源の統治状況

<https://resourcegovernance.org/>

当社は、当社サプライチェーン方針と社外リソースを参照して、CAHRA を決定するための条件とベンチマーク指標を策定している。

第 2 に、当社はサプライヤーの法的地位と身元、サプライヤーのマッピングおよび潜在的なリスクに関する情報を含むサプライヤー周知 (KYS) を策定している。外部調査機関に依頼しすべてのサプライヤーの所有権、企業構造、関連事業の特定、財務状況、法令違反有無を確認している。また精錬会社には CMRT による質問を実施し回収をしている。本報告期間において、サプライヤーについてレッドフラッグは特定されなかった。

第 3 に、当社はすべての材料取引について原産地情報の提出を要求しており、これらの情報により材料の原産地、移送ルート、および直接サプライヤーの名称と所在地が把握できる体制を徹底している。

第 4 に、当社は収集された全情報について、CAHRA、制裁リスト、現地法、社内の調達要件との照合によるレビューを行っている。

以上